

柏市障害者基本計画の計画期間の変更について

■現在の計画期間 ⇒計画の進捗管理や評価よりも次期計画策定に注力せざるを得ない

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
計画期間	2021		2024			2027(仮)			2030(仮)		
準備・策定	2024		2027			2030(仮)			2033(仮)		
進捗管理	2021		2024			2027(仮)			2030(仮)		

■現状の評価

- これまで3年ごとに計画策定していたが、大部分は前計画を踏襲し、発展させていく内容となっている
- ある程度制度やサービスは整いつつあるため、注力すべき箇所を明確にして取り組んでいく必要がある

■計画期間変更案 ⇒障害者基本計画を6年間とし、障害(児)福祉計画とあわせて3年ごとに見直しを行う

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
計画期間	2021		2024			第5期基本計画(仮)					
						第8期福祉計画			第9期福祉計画		
準備・策定	2024		2027			(見直し)			2033(仮)		
進捗管理	2021		2024			第5期基本計画(仮) + 福祉計画					

福祉計画策定とあわせて必要に応じた見直し

■見直しの方法(案)

- 計画体系の組み直しではなく、事業の進捗や国・県動向に基づいた変更(情報のアップデート)のみ行う
- 見直し時は必要に応じた基礎調査と計画の見直しを同一年度に行い、基礎調査を行う場合は変更点に特化した形で実施する
- 計画書冊子も原則6年使用するものとし、見直し内容は小冊子(別冊)として変更点を明示する

⇒5年+αで計画を推進・課題検討できるようになる(現行だと2年+αのみ)

(参考:国・県及び近隣市の障害者基本計画策定状況・本市の他分野計画策定状況)

■国・県及び近隣市の障害者基本計画期間

	計画期間	現計画開始年度	計画期間中の見直し	次期計画開始年度
国	5年間	令和5年度	見直しの記載なし	令和10年度
千葉県	3年間	令和6年度	必要に応じて	令和9年度
松戸市	3年間	令和6年度	見直しの記載なし	令和9年度
我孫子市	3年間	令和6年度	見直しの記載なし	令和9年度
鎌ヶ谷市	6年間	令和3年度	見直しの記載なし	令和9年度
船橋市	5年間※	令和4年度	見直しの記載なし	令和9年度
市川市	3年間	令和6年度	見直しの記載なし	令和9年度
野田市	5年間	令和6年度	以前は改定履歴あり 見直しの記載なし	令和11年度
流山市	6年間	令和3年度	必要に応じて	令和9年度
習志野市	6年間	令和6年度	必要に応じて	令和12年度
八千代市	4年間	令和3年度	必要に応じて	令和7年度
浦安市	6年間	令和3年度	3年目に見直し	令和9年度

※コロナの影響で前計画を1年延長, 7年計画としているため, 5年計画としているものと思われる

■本市の他分野計画期間

計画名	分野	計画期間	計画名	分野	計画期間
地域健康福祉計画	地域福祉	6年間	健康増進計画	健康増進	10年間 ※2年延長
高齢者いきいきプラン	高齢者・介護	3年間			
子ども・子育て支援事業計画	子ども	5年間	母子保健計画	母子保健	10年間